

区分	罰則の内容（根拠法令）
A 類	調整規則違反 6月以下の懲役、10万円以下の罰金、拘留、科料 又はこれらを併科。（調整規則第34条）
B 類	漁業権又は漁協組合員の漁業を営む権利の侵害 20万円以下の罰金。ただし、告訴を待って論ずる。 （漁業法第143条）
C 類	保護法違反 3年以下の懲役、200万円以下の罰金。 （保護法第36条）
D 類	知事が委員会指示に従うことを命じた場合で、その 命令に従わなかったとき 1年以下の懲役、50万円以下の罰金、拘留、科料 （漁業法第67条、第139条）

## V ブラックバス等外来魚の違法放流禁止

### 1 ブラックバスとは

ブラックバス（オオクチバス、コクチバス）やブルーギルは、北米原産の魚で、もともと日本にはいなかった魚ですが、ルアー釣りの対象魚として人気が高いことなどから、近年、各地の河川や湖沼へ放流され、繁殖してしまっただけに問題となっています。

これらの魚は、魚食性が強く、他の小魚やエビ、魚の卵を食べるので他の魚が減ること、しかも繁殖力が旺盛なため、それまで棲んでいた魚や希少な水生生物に与える影響が懸念されています。

### 2 違法放流禁止

長野県では、調整規則で移殖を制限しているほか（罰則－A類）、他の湖などへ放流されることを防ぐため、内水面漁場管理委員会指示で、生きたまま採捕した水域から持ち出すことを禁止しています（罰則－D類）。なお、これは、リリース（再放流）を禁止するものではありません。

### 3 お願い

- (1) 湖、河川及びため池への違法な放流は絶対にやめてください。
- (2) ブラックバス等が釣れた場合は、持ち帰って食べたり、最寄りの漁業協同組合に引き取ってもらうようにしてください。

県では、違法放流禁止の啓発を行うとともに、駆除に取り組む漁業協同組合等を支援し、これら外来魚の生息域拡大防止に努めています。